

職業紹介事業者向け 自主点検セミナー

令和6年9月19日

10:30~11:30

広島労働局職業安定部
需給調整事業課

<目次>

自主点検のポイント

- 事業主（所）の内容等に関する変更の届出義務
- 募集・求人の労働条件等の明示義務
- 職業紹介の実績等の情報提供義務
- 手数料表、返戻金制度、業務運営規程の掲示義務
- 求人者・求職者に対する取扱職種の範囲等の明示義務
- 個人情報収集等で業務目的を明らかにする義務
- 求人求職管理簿・手数料管理簿の作成義務
- 求人受理に際し自己申告させるべき指針

事業主(所)の内容等に関する変更の届出義務

事業主（所）の内容等に関する変更の届出義務

！自主点検ポイント！
届出事項に変更はありませんか？

- **有料職業紹介事業者は、第三十条第二項各号に掲げる事項(厚生労働省令で定めるものを除く)に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。**

有料職業紹介事業の場合（職業安定法第32条の3,7,8及び12）、無料職業紹介事業の場合（職業安定法第33条第4項により、職業安定法第32条の7を準用）、特別の法人無料職業紹介事業の場合（職業安定法第33条の3第2項により、職業安定法第32条の7を準用）

（1）届出の必要な変更事項

①氏名又は名称、②住所、③代表者氏名（法人の場合）、④役員の氏名及び住所、⑤職業紹介事業を行う事業所の名称及び所在地、⑥職業紹介責任者の氏名及び住所、⑦届出制手数料、⑧取扱職種の範囲等、⑨事業所の新設及び廃止

（2）提出方法

- 変更届出書（様式第6号）

届出手数料変更の場合は届出手数料変更届出書(様式第3号)になります。

取次機関に関する変更の場合は変更届出書(様式第6号)と取次機関に関する申告書(通達様式第10号)が必要です。

- 変更事項に応じた添付書類

- 提出部数は 申請様式 . . . 正本1部、写し2部の計3部

添付書類 . . . 正本1部、写し1部の計2部

- 郵送で申請する場合は切手を貼った返信用封筒の同封をお願いします。

※添付書類の内容等については広島労働局HPに変更届出書類一覧を記載しておりますので、確認の上、ご提出ください。

募集・求人の労働条件等の明示義務

募集・求人の労働条件等明示

！自主点検ポイント！
求人票等に明示すべき項目が網羅されていますか？

- **職業紹介事業者等は求職者等に対して、求人者は求人者の申し込みに当たって職業紹介事業者等に対して、求職者等が従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。**【職業安定法第5条の3第1項、第2項及び第4項、同法施行規則第4条の2、指針第3】

(1) 明示事項

- ①従事すべき**業務の内容**、②**労働契約期間**、③**試用期間**、④**就業の場所**、⑤**就業時間（始業及び終業時間、時間外労働、休憩時間、休日）**、⑥**賃金**、⑦**加入保険**、⑧**募集者の氏名又は名称**、⑨**（派遣労働者として雇用する場合）その旨**、⑩**就業の場所における受動喫煙を防止するための措置**

(※) 上記の事項（省令で規定）に加えて、指針において[1:労働時間関係]裁量労働制が適用される場合はその旨、同意した場合に高度プロフェッショナル制度の規定が適用される場合はその旨を明示すること、[2:賃金]固定残業代についての事項が含まれること、[3:試用期間]有期契約が試用期間としての性質を持つ場合、試用期間となる有期雇用契約期間中の労働条件を明示すること、また、試用期間中の労働条件が本採用後の労働条件と異なる場合は、それぞれの労働条件を明示することをそれぞれ規定。

(2) 明示方法

原則として**書面交付**(書面被交付者が希望する場合はファックス、電子メール等も可)

(3) 指針における主な留意事項

- ・ 原則として、求職者等と**最初に接触する時点までに労働条件等を明示**すること。
- ・ 労働条件等の一部をやむを得ず別途明示することとするときは、その旨を併せて明示すること

○ 求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談の時にお伝えします」等書いた上で、労働条件の一部を別途明示することも可能です。

○ この場合も、初回の面接時、求人者と求職者が最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示すべきとされています。

◆募集・求人の労働条件等の明示義務に関する
2024（令和6）年4月1日施行
改正職業安定法施行規則について

1. 追加される明示事項

求職者に対し明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲 ※
- ② 就業場所の変更の範囲 ※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準 (通算契約期間または更新回数の上限を含む)

※ 「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

最低限明示しなければならない労働条件

今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	(雇入れ直後) 一般事務 (変更の範囲) ●●事務 …①
契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日) 契約の更新 有 (●●により判断する) 更新上限 有 (通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回) …③
試用期間	試用期間あり (3か月)
就業場所	(雇入れ直後) 東京本社 (変更の範囲) ●●支社 …②

職業紹介の実績等の情報提供義務

職業紹介の実績等の情報提供義務

！自主点検ポイント！

人材サービス総合サイトに情報提供すべき内容が更新されていますか？

職業紹介事業のサービスが多様化する中、求職者と求人者による適切な職業紹介事業者の選択に資するよう、各事業者に紹介実績等に関する情報提供を義務付ける。

【法第32条の16第3項】（平成30年1月1日施行）

情報提供すべき内容

- **就職者の数及び就職者の数のうち無期雇用就職者の数**
- **無期雇用労働者のうち就職から6ヶ月以内に離職した者（解雇された者を除く）の数**
- **手数料に関する事項（手数料表、返戻金制度等） 等**

※有料職業紹介事業者のみ

職業紹介の実績等の情報提供義務

厚生労働省の「人材サービス総合サイト」への情報提供の留意事項

情報提供する時期は

- ・ 紹介就職実績（前年度の就職者数・無期雇用就職者数） 【4月1日～4月30日】
- ・ 離職状況（前年度の無期雇用就職者数の6か月後の状況） 【10月1日～12月31日】

前年度の就職実績等については、4月末日までに事業報告書を提出していただいておりますが、人材サービス総合サイトにおいても、4月中の情報提供義務があります。

事業実績がない場合

（「0」件の入力）も含め、厚生労働省運営の「人材サービス総合サイト」で職業紹介の事業実績等に関して情報提供を行うことが義務付けられています。

有料職業紹介事業者は

「手数料に関する事項」及び「返戻金に関する事項」の情報提供も必須となります。

掲載においては、

許可時に通知されている「ユーザーID及びパスワード」が必要となりますので、通知を紛失している場合は、再発行依頼書にて再発行の手続きが必要です。

手数料表、返戻金制度、業務運営規程の揭示義務

手数料表、返戻金制度、業務運営規程の掲示義務

！自主点検ポイント！

手数料表、返戻金制度に関する書面、業務の運営に関する規程を、事業所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示、もしくはインターネット等に掲載していますか？

有料職業紹介事業者は、手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業務の運営に関する規程について、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により、情報の提供を行わなければならない【法第32条の13 同法施行規則第24条の5第4項】

● **掲示**：知らせる必要のある事を文書などに書いて人目につく所に掲げること

● 一般の閲覧に便利な場所の解釈

目的は利用者にあらかじめ知らせること。つまり、求人者・求職者に、わかりやすく、目につきやすいところという意味合い

※ **備え付け**：ある目的のために、一定の場所に配置、設置、用意しておくこと
例：備え付け義務→職業紹介許可証、求人求職者管理簿、手数料管理簿

業務運営規程、手数料表、返戻金制度の揭示義務

業務運営規程、手数料表、返戻金制度の揭示における留意事項

● 業務の運営に関する規程

◎ 最新の内容の規程を揭示していますか？

★虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない【法第5条の4第1項】
★求人情報、求職者情報を正確かつ最新の情報に保つ措置を講じる義務【同条第3項】

令和4年度の職業安定法の改正で求人等に関する的確表示義務が定められましたので、その内容を盛り込んだ規程を揭示してください。

※ (参考) 資料集P7第4 その他4
職業紹介事業の業務運営要領 第15様式例 様式例第1号の内容を掲載。

● 返戻金制度に関する事項 (有料職業紹介事業者のみ)

★職業紹介事業者は、求人者から徴収する手数料について、返戻金制度を設けることが望ましい。(指針、業務要領)

◎ 返戻金制度を設けていない場合も、その旨を記載した書面を揭示していますか？

返戻金制度に関する書面を作成して揭示するか、手数料表にその内容を盛り込む形で、揭示してください。

※ 人材サービス総合サイトへの情報提供更新もお忘れなく！

第1 求 人

1 本所は、取扱職種の種類等に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）

～ 省略 ～

3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。

令和4年10月1日施行

参考 (資料集P8)

(手数料表に盛り込む例)

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	_____円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理后、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)
～ 省略 ～	
*上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

●返戻金制度に関する事項

・当社は～



- ・返戻金制度の有無
- ・返戻金制度がある場合は、その内容（返金する条件、金額等）

許可番号 _____

事業所の名称及び所在地 _____

◆ 2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

- 有料職業紹介事業者が事業所内に掲示しなければならない下記の事項につき、当該掲示に代えて自社ホームページなどでも情報提供ができるようになります。
- 自社ホームページ上で情報提供するにあたっては、自社の職業紹介サービスを利用する求人企業側が当該サービス利用時に必ず参照するページなど、閲覧に便利な場所に掲載いただくことが望ましいです。

- ① **手数料表**
- ② **返戻金制度に関する事項を記載した書面**
- ③ **業務の運営に関する規程**

※人材サービス総合サイト上での手数料表、返戻金制度の情報提供は引き続き必要です。

求人者・求職者に対する取扱職種の範囲等の明示義務

求人者・求職者に対する取扱職種の範囲等の明示義務

！自主点検ポイント！

求人者及び求職者に対し、あらかじめ以下の事項について書面の交付等の方法により明示していますか？

次に掲げるものについて、求人者及び求職者それぞれに対して、原則として求人者の申込み又は求職の申込みを受理した後、速やかに書面の交付等により、明示しなければならない。

【法第32条の13に関する事項（取扱職種の範囲等の明示）】

- **取扱職種の範囲等** → 許可証の「取扱職種の範囲等」の内容を記載
- **手数料に関する事項** → ・ 受付手数料
・ 届出制or上限制手数料の別とその内容
- **返戻金制度に関する事項** → 返戻金制度の有無とその内容
- **苦情の処理に関する事項** → 苦情処理責任者、苦情処理取扱方針等
- **求人者情報及び求職者の個人情報に関する事項** → 個人情報取扱責任者、個人情報取扱方針等

求人者・求職者に対する取扱職種の範囲等の明示義務

留意事項

- 求人者・求職者の両方に明示していますか？
- 求職者に対しても手数料・返戻金制度に関する事項を明示していますか？

有料職業紹介事業者は、法第32条の13の規定に基づき求職者に対して手数料に関する事項を明示する場合（有料職業紹介事業者）、求職者から徴収する手数料に関する事項及び求人者から徴収する手数料に関する事項を明示しなければならないこと。また、同条の規定に基づき、返戻金制度に関する事項について、**求人者及び求職者に対し、明示しなければならないこと。**【業務取扱要領抜粋】

- 求職者に対し個人情報収集等に係る業務の利用目的を明らかにしていますか？

令和4年度の改正に伴い個人情報の取扱いに関するルールが新しくなりました。
ポイントは、求職者の個人情報を収集する際には、求職者が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなど（書面の交付・掲示）して、明らかにしなくてはならない、と規定されたことです【職業安定法第5条の5関係】

求職者に対して、あらかじめ明示する、求職者の個人情報の取扱いに関する事項の書面の中に、業務の利用目的を明記する記載例を資料集にお示ししているのご参照ください（次スライド）

参考

(資料集P9)

【令和4年10月1日施行】

個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります 【職業安定法第5条の5】

求職者の**個人情報**を収集する際には、求職者が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する**業務の目的**を、ウェブサイトに掲載するなど(書面の交付・掲示)して、**明らかに**しなくてはなりません。

- × 「職業紹介のために使用します。」とのみ表示。
- 「求人情報に関するメールマガジンを配信するために使用します」と表示。
- 「職業紹介で求職者に開示の許諾を得た業務提携先に提供する際に使用します」と表示。

個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の_____です。

収集した個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。

取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。

また、これに基づき訂正(削除を含む。)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

求人求職管理簿・手数料管理簿の作成義務

求人求職管理簿・手数料管理簿の作成義務

！自主点検ポイント！

求人求職管理簿及び手数料管理簿を作成し、事業所に備え付けていますか？

求人求職管理簿及び手数料管理簿を作成し、その事業所に備えて置かなければならない。
【職業安定法第32条の15、同法施行規則第24条の7に関する事項（帳簿の備え付け）】

留意事項

●職業紹介の実績がない場合においても、帳簿を備え付けていますか？

求人求職管理簿及び手数料管理簿の作成、備え付けについては、法定帳簿となりますので、実績の有無に関わらず、作成、備え付けておく必要があります。

●管理簿を適切な期間保存していますか？

保存期間は、求人求職管理簿については求人又は求職の有効期間の終了後、手数料管理簿については手数料の徴収完了後、2年間とする。

【職業安定法第32条の15、同法施行規則第24条の7に関する事項（帳簿の備え付け）に関する業務取扱要領】

求人求職管理簿・手数料管理簿の作成義務

留意事項

- 管理簿は、以下の必須事項が記載できる様式となっていますか？

※記載事項が一つでも不足していると法違反となります。

参考

(資料集P10、11、12)

○求人管理簿

- ・求人事業所名称、所在地、連絡担当者、連絡先電話番号
- ・受付年月日、有効期間、求人数、職種、就業場所、雇用期間、賃金
- ・職業紹介取扱状況（紹介年月日、求職者氏名、採用・不採用、採用年月日、無期雇用就職者であるか否か、無期雇用就職者の場合は転職の勧奨禁止期間及び6箇月以内の離職状況）

○求職管理簿

- ・求職者氏名、住所、生年月日、希望職種
- ・受付年月日、有効期間
- ・職業紹介取扱状況（紹介年月日、求人受理整理番号、求人事業所名称、採用・不採用、採用年月日、無期雇用就職者であるか否か、無期雇用就職者の場合は転職の勧奨禁止期間及び6箇月以内の離職状況）

下線の事項は、H30年1月に新たに記載すべき事項として追加された。
（様式例は次スライド）

○手数料管理簿

- ・支払者氏名又は事業所名称、徴収年月日、手数料の種類、手数料額、第二種特別加入保険料に係る手数料、手数料の算出根拠（賃金、割合等）

参考

(資料集P10、11)

求人管理簿、求職管理簿共通 取扱状況の記載に関する留意事項

職業紹介取扱状況

採用・不採用 採用年月日	無期雇用就職者 であるか否か	無期雇用就職者に関する事項		備考
採用・不採用 採用年月日 年月日	有期 . 無期 →	転職勧奨 禁止期間	無期雇用就職者の 6ヶ月以内の離職状況 就業中 (a) (※2) 離職 (年 月 日) 不明 調査日(年 月 日) 調査方法 () (b) (※2) 返戻金制度による返金 有・無	

(※1) 採用年月日から、採用年月日の2年後の応当日の前日までの間

(※2) 無期雇用就職者の離職状況については以下の(a)又は(b)のいずれかについて記載。

(a) 6箇月以内に離職（解雇を除く。）したか否か又は離職状況の確認のための調査により離職状況が判明しなかった場合にはその旨、並びに調査を行った日及び調査方法

(b) **6箇月以内の離職により返戻金制度に基づき返金が行われたか否か**

求人受理に際し自己申告させるべき指針

職業紹介事業における求人の不受理について

！自主点検ポイント！

求人者から求人を受理する際に指針に基づく自己申告をさせていますか？

- 職業紹介事業者は、求人の申込み、求職の申込みを、**原則として全て受理しなければならない。**
- 就職後のトラブルの未然防止を図るため、ハローワークや職業紹介事業者等において、**一定の労働関係法令違反の求人者等による求人を受理しないことが可能。**

注：労働基準法、最低賃金法、男女雇用機会均等法、育児介護休業法の一定の規定に違反し、是正勧告を受けたり公表されたりした求人者

	ハローワーク	職業紹介事業者等
原則	すべての求人を受理しなければならない	
例外	法令違反の求人等は受理しないことができる	
	以下の求人について、受理しないことができる ^(※) <ul style="list-style-type: none">○ 一定の労働関係法令違反^(注)の求人者による求人 対象となる労働関係法令 ⇒ 政令で規定 対象となるケース ⇒ 省令で規定○ 暴力団員等による求人	

職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための**指針**

(平成11年労働省告示第141号)(最終改正 令和5年厚生労働省告示第165号)

第6 職業紹介事業者の責務等に関する事項(法第33条の5)

2 職業紹介事業者における求人の申込みの受理に関する事項

- (1) 職業紹介事業者は、原則として、求人者に対し、求人の申込みが法第5条の6第1項各号のいずれかに該当するか否かを申告させるべきこと。
- (2) 職業紹介事業者は、求人の申込みが法第5条の6第1項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。

<求人申込み時の自己申告の様式例>

(様式例第7号)

自己申告書

年 月

参考

広島労働局のHPに
リンクあり

私どもは、この求人申込みの時点において、職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当いたしません。

事業所名

事業所所在地

代表者名

◇この自己申告書についての説明事項◇

- (1) 以下のチェックシートの項目に1つでも該当する場合には、職業安定法に規定する求人不受理に該当します。
- (2) この自己申告書に記載した内容に変更があった場合は、速やかに修正の上提出してください。
- (3) 申告内容が事実と異なる場合は、職業安定法第48条の3第2項及び第3項の規定に基づき、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による勧告及び公表の対象となります。

チェックシート

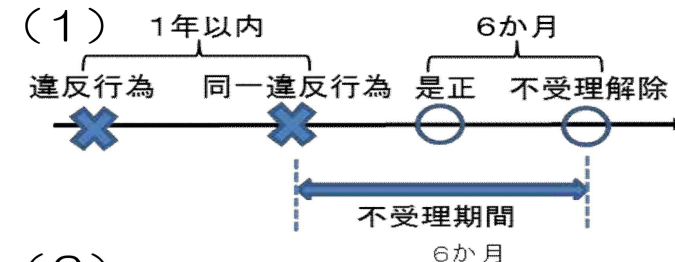
以下に該当する場合は、チェック欄にし点(「✓」)を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、求人不受理の対象となります。

※ 項目4については、求人不受理の対象ではありませんが、該当する事業所には職業紹介を行うことができません。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

(1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項(※1、2)違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



～ 省略 ～

◆ 職業安定法関係の次回セミナー

「職業紹介事業報告書作成セミナー」
【ZOOMオンライン】

2月開催予定 10:30~11:30